明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十九条第一項第一号及び第二号	市町村	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村
第十九条第一項第三号	その設定	国家戦略特別区域会議が設定
	市町村が	当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村が
第二十条第一項	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の
第二十三条第一項	市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）の区域
第二十三条第二項	市町村（	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体である市町村（
第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第六項	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八条第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更（当該変更に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるもの（同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項
第二十八条の二第一項第一号及び第二号	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八条の二第三項	又は同項	、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項

第二十九条第一項	地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会
第二十九条第四項	地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この項において同じ。）に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校
	地方公共団体の長がその施設を管理する学校	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する学校
	地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校
第三十二条第一項	地方公共団体を	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体を
第三十三条	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議が
	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の

4　第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、同項の認定を構造改革特別区域法第四条第九項の認定と、第八条第七項の認定を受けた区域計画を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）とみなして、同法第八条第二項及び第十八条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十条第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第八条第二項」とする。

5　第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（認定の取消し）

第十一条　内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条及び第十八条第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2　関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3　第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

（認定区域計画の進捗状況に関する評価）

第十二条　国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。